

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年6月まで

A事業所を退職した後、昭和43年7月から46年6月まで妻の実家(B事業所)で働いていたが、その間は国民年金に加入しており、義母が国民年金保険料を納付していたと思う。

昨年、国民年金手帳記号番号を基礎年金番号に統合したことにより、昭和43年7月から46年3月までの期間が納付済期間として登録されたが、申立期間については未納ということであった。

義母は、申立期間の国民年金保険料についても納付していたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿により、申立人とその妻は、申立期間当時、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた状況がうかがえることから、申立期間について、申立人の国民年金保険料だけが未納と記録されていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険庁の記録では未納となっているが、昭和52年ごろに家の近所にあった銀行又は郵便局で納付したことを覚えているので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は納付済期間となっている。

また、申立人は、昭和43年5月に国民年金に加入して以降は申立期間以外に未納が無い上、現年度納付ができなかった期間については、いずれも過年度納付により国民年金保険料を納付しているなど、国民年金保険料の未納期間が生じないように注意していた状況がうかがえ、申立期間の国民年金保険料だけが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料を同年10月に過年度保険料として納付しているが、このうち、52年1月から同年3月までの期間については、A市の国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されているのに、社会保険事務所の記録では未納となっていたことから記録訂正が行われており、申立期間についても社会保険事務所の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、昭和52年ごろに社会保険事務所が発行した納付書により、銀行又は郵便局で3か月分の保険料として3,300円を納付したと主張しており、申立人の主張する納付場所や納付金額等に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年2月6日に、資格喪失日に係る記録を同年5月13日とし、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月6日から同年5月13日まで

昭和34年6月にA社（現在は、B社）に入社し、46年10月に退職した。昭和42年2月から同年5月までは、A社C支店に勤務していたが、この間の厚生年金保険加入記録が全て消えている。

申立期間についても間違いなくA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の男子職員入社年別名簿、申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C支店における当時の同僚は、「申立人の勤務形態は、他の社員と同じであった」と証言している上、当該同僚を含む複数の同僚には、いずれも申立期間において同支店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 6 日から 36 年 3 月 21 日まで

昭和 32 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月に、A 高等学校定時制へ入学し、卒業する 36 年 3 月まで、昼に同校の実習工場で B 社に納入する製品の製造の仕事をしていた。

当時、B 社から、C 健康保険組合発行の健康保険証も交付されていたので、申立期間において、同社で厚生年金保険の被保険者となっていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社（以前は、B 社）から提出された従業員名票には、申立人が、昭和 32 年 4 月から 36 年 2 月までの期間において、A 高等学校の実習工場で勤務していたことが記載されている。

しかし、旧 E 共済組合の証言により、申立人が、昭和 32 年 6 月 1 日から 36 年 2 月 21 日までの期間において、E 共済組合に加入していたことが確認できることから、申立人は、申立期間において、B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

また、A 高等学校定時制における申立人の同級生のうち、同校の実習工場で勤務していたことが確認できる者（一人）についても、申立人と同様、申立期間において、B 社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることは確認できない。

さらに、申立人が、申立期間において、B 社から給与が支払われていたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる

給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。